

相模原市監査委員公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、令和5年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和8年7月6日

相模原市監査委員 岩本 晃

同 橋本 慎一

同 中村 昌治

同 石川 達

1 特定の事件(令和5年度)

D X戦略を踏まえた情報システムの財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について

2 監査対象部局及び団体

市長公室(D X推進課、広聴広報課)、財政局(財政課、資産税課)、総務局人事・給与課、こども・若者未来局(保育課、子育て給付課)、都市建設局土木部路政課、議会局政策調査課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和8年6月25日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>【C I O補佐官の任命について(D X推進課)】</p> <p>相模原市では、C I O(情報化統括責任者)を任命してはいるが、他の約85%の市区町村の場合と異なり、その役職は首長もしくは副市区長村長級ではなく部局長級となっている。さらに、他の49.6%の市区町村が任命しているC I O補佐官を任命していなかった。</p> <p>C I OやC I O補佐官は、独立した立場で一定の権限が付与され、行政における職員やベンダーの活動を批判的に検討できる余地があるため、リスク対応として、または行政活動におけるI T分野の相談役として重要な役割を果たすものである。行政が契約するベンダーとの付き合いが長くなると、場合によってはいい相談相手とはなるが、それは契約上は利益相反となる事</p>	<p>【C I O補佐官の任命について(D X推進課)】</p> <p>令和5年度から外部人材をフェロー(アドバイザー)として任用することで、他自治体の動向やD X推進に係る取組の方向性に関する相談をしているほか、令和7年度に専門職員として採用した外部人材が、日々の業務に関する専門的課題の解決や、ツールの調達等に携わっている。</p> <p>また、令和8年度にデジタル職を設置し、内部転職及び新規採用により専門知識を有する職員を確保し、専門知識がベンダー側に偏らないよう、対策を図った。</p> <p>これにより、C I O補佐官という役職自体は設置していないが、専門職員による客観的な見地から意見を求め、特定ベンダーへの依存(ベンダーロック)のリスク軽減や妥当性を客観的に検</p>

項については機能しないことが多い。  
また、ベンダーとのなれ合いが逆に契約費用の非効率化にもつながる高騰をもたらす場合や、専門知識がベンダー側に偏り、職員が理解できない部分が増え、ひいては「ベンダーロックイン」をもたらすリスクが発生する。そのような場合、CIO補佐官の存在は、専門知識を基にベンダーの業務の問題点を客観的に検証したり、不確実な事象への相談相手ともなるものである。

国の交付税もあることから、当該任命においては早急に対応すべきである。

(報告書 40頁)

証できる体制を構築することができた。

今後も、市におけるシステム等の運用状況や社会情勢の変化等を踏まえ、適切に対応していく。